

2. 障がい者手帳

(1) 身体障害者手帳

ア 身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が各種援助を受けやすくするためのものです。

手帳を持つことで不都合が生じることはありません。本人(15歳未満の児童の場合は保護者)が希望すれば申請できます。

身体の状態が身体障害者障害程度等級表(障がい者福祉のしおり「巻頭・福祉制度・施策一覧」の裏面参照)に当てはまるかどうかは、指定医の意見に基づき、京都府が審査します。

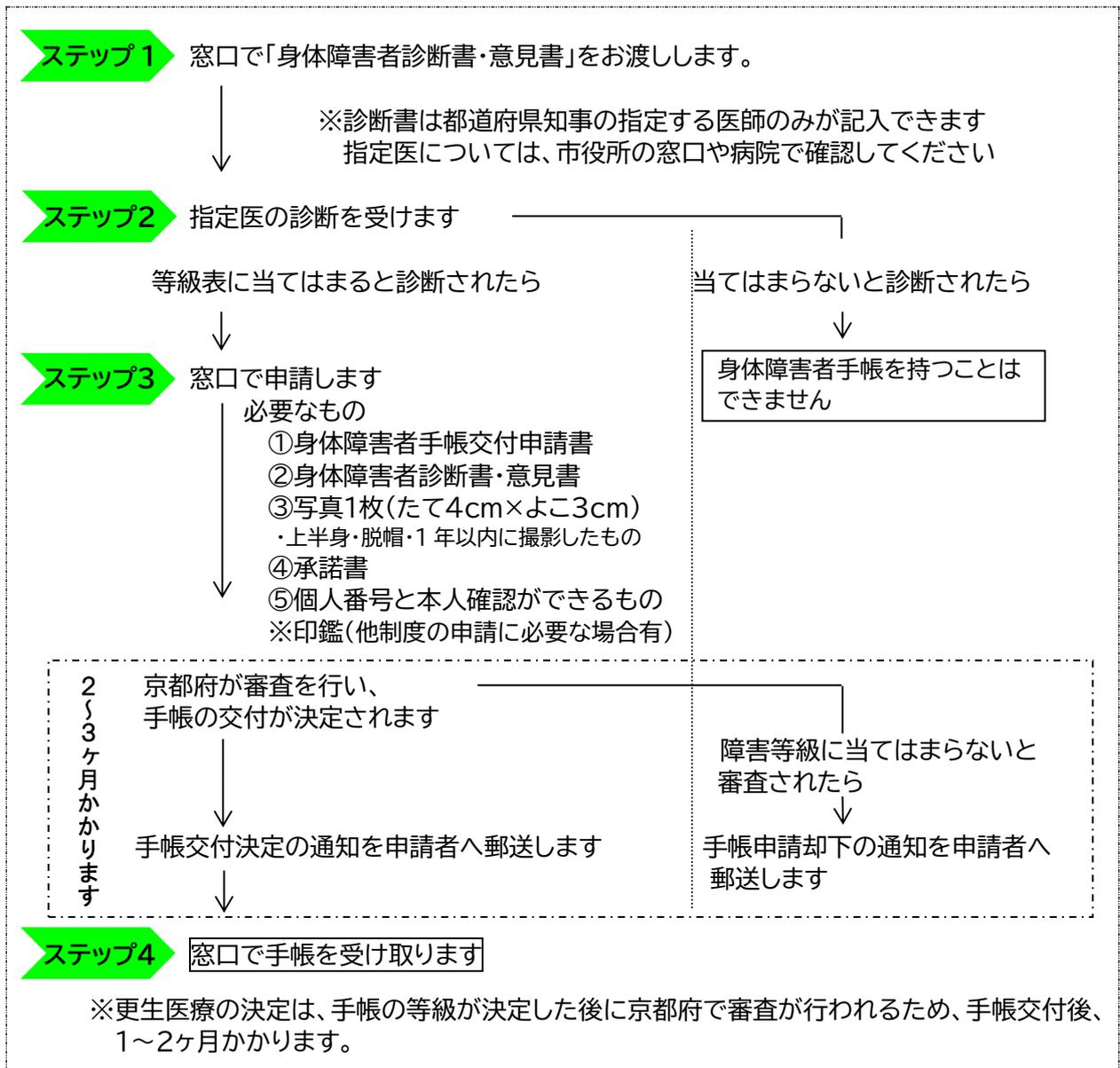
※指定医が診断書に記載した等級と、京都府が最終的に決定する等級は異なることがあります。

また、自立支援医療(更生医療)などの「他制度」と同時に申請ができます。

イ 身体障害者手帳の交付申請手順

申請手続き・交付の窓口は、長岡京市 障がい福祉課です。

京都府での審査が必要なため、窓口での申請から手帳交付まで平均で2~3ヶ月かかります。



ウ その他の手続き

- ・住所や氏名が変わったときは届け出が必要です。
- ・身体の状況が変わったと思われるときは再交付の申請ができます。

以下の表で○のついているものを持って、窓口へお越しください。

(長岡京市外へ引越しされる場合は新しい居住地の福祉事務所で手続きをしてください。)

区 分		写真 1 枚 (縦4×横3)	診断書 (指定医 のもの)	承諾書 (*)	個人番号と 本人確認が できるもの	旧手帳
新 規	初めて手帳を申請するとき	○	○	○	△	×
再交付	等級が変わるとき	○	○	△	△	○
	新たな障がい加わるとき	○	○	△	△	○
	紛失したとき	○	×	△	△	×
変 更	破損したとき	○	×	△	△	○
	住所が変わったとき	△	×	△	△	○
返 還	氏名が変わったとき	○	×	△	△	○
	手帳所持者が亡くなったとき	×	×	×	△	○
再認定	障がい程度に該当しなくなったとき	×	×	×	△	○
	再認定の期日が近づいたとき	○	○	△	△	○

*承諾書

手帳の申請や、各種のサービスの申請・利用時に障がい者の住民票等の世帯の状況や、自己負担額等の算定に必要な市民税等に関する調査を長岡京市が行うために、提出していただきます。

※他制度の申請にあたり、上記に加え印鑑が必要となる場合があります。

※写真は、帽子や色つき眼鏡を着用していないもの。変色しやすすいもの、剥れやす^{はが}いものは不可です。

※再認定日付のある手帳を持つ方には、京都府から再認定日の2～3ヶ月前に診断書が郵送されますので、指定医の診断を受け再認定の申請をしてください。京都府の審査により障害等級に当てはまらないと審査された方は手帳の返還手続きが必要です。

※手帳は他人に譲渡・貸与はできません。

※15歳未満の児童については、保護者が代わって申請してください。

エ 診断書料助成

長岡京市では、身体障害者手帳申請のために支払った診断書料について、市町村民税非課税世帯の方を対象に2,000円まで実費分の助成を行っています(消費税は含みません)。

申請には、①診断書料領収書、②振込先のわかるもの、③非課税証明書(転入された方など長岡京市に課税情報がない方のみ)が必要です。

申請手続きの窓口は、長岡京市 障がい福祉課(電話番号 955-9710)です。

(2)療育手帳

ア 療育手帳について

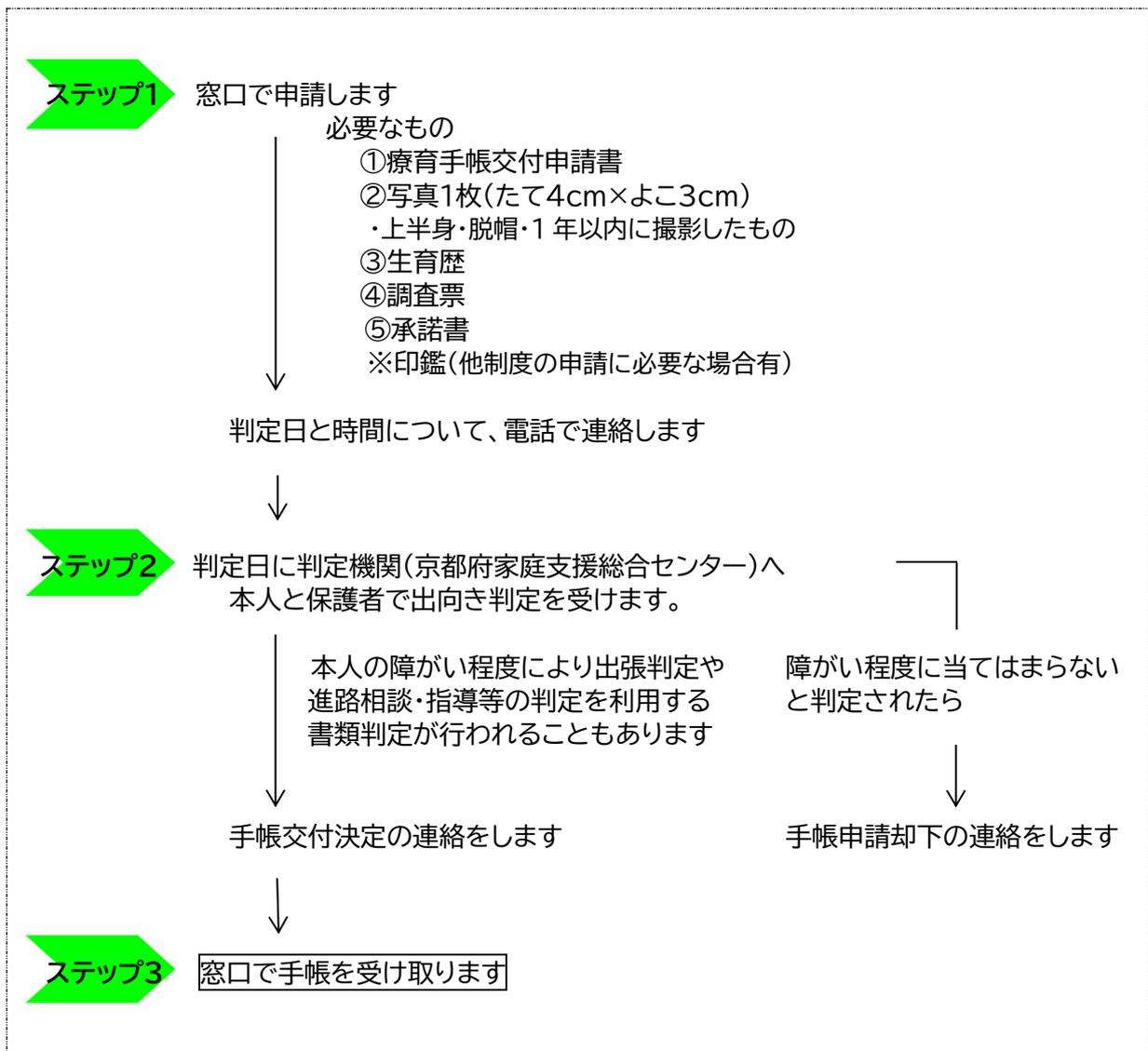
療育手帳は、知的障がいのある方が各種援助を受けやすくするためのものです。

手帳を持つことで不都合が生じることはありません。本人か保護者が希望すれば申請できます。

知的障がいがあるかどうかは京都府家庭支援総合センターで判定します。障がいの程度によってA(重度)とB(中度・軽度)に分けられます。

イ 療育手帳の交付申請手順

申請手続き・交付の窓口は、長岡京市 障がい福祉課です。



ウ その他の手続き

・再判定について

手帳に次回判定年月の記載がされている方は、後日再判定が必要です。再判定の4ヶ月前頃に京都府から再判定の手続きのお知らせと申請書類が郵送されますので、障がい福祉課にて再判定の申請をしてください。

※再判定不要と書いてある手帳を持つ方は、再判定の必要はありません。

・住所や氏名が変わったときは届け出が必要です。

以下の表で○のついているものを持って、窓口へお越しください。

(長岡京市外へ引越しされるときは、新しい居住地の福祉事務所で手続きしてください。)

区 分		写 真 (4×3)	旧手帳	申出書	(*) 承諾書	生育歴	調査票
新規	初めて手帳を申請するとき	○	×	×	○	○	○
転入	他府県や、京都市から転入されたとき	○	○	○	○	○	○
再判定	再判定の申請をするとき	○	○	×	△	×	○
再交付	紛失したとき	○	×	×	△		
	破損したとき	○	○	×	△		
変更	住所が変わったとき	×	○	×	△		
	氏名が変わったとき	○	○	×	△		
返還	手帳を持っていた方が亡くなったとき	×	○	×	×		

*承諾書

手帳の申請や、各種のサービスの申請・利用時に障がい者の住民票等の世帯の状況や、自己負担額等の算定に必要な市民税等に関する調査を長岡京市が行うために、提出していただきます。

※生育歴は一度提出いただくと、再判定等の手続きでは必要ありません。

※手帳は他人に譲渡・貸与はできません。

※他制度の申請にあたり、上記に加え印鑑が必要となる場合があります。

(3)精神障害者保健福祉手帳

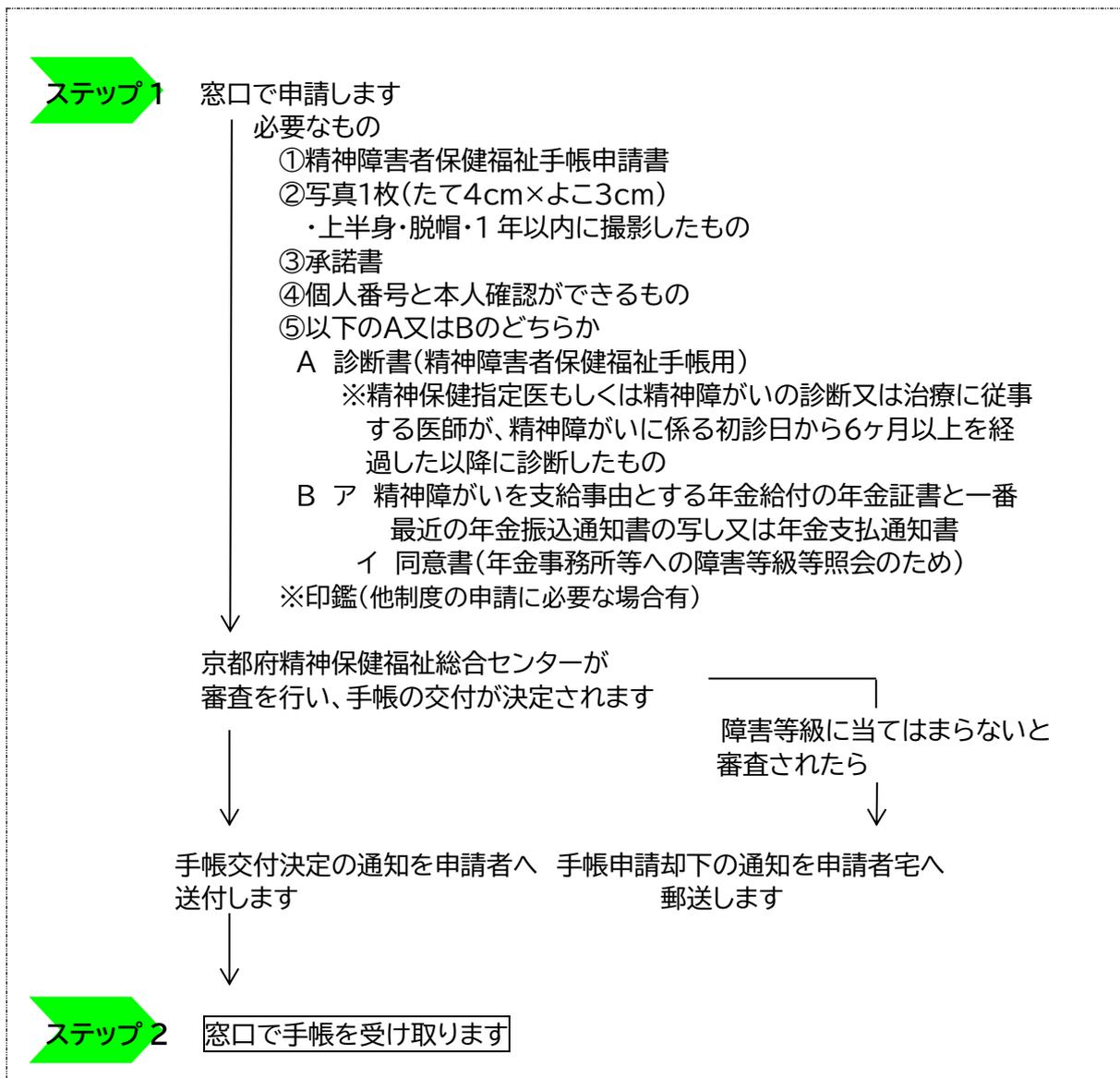
ア 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある方が各種援助を受けやすくするためのものです。手帳を持つことで不都合が生じることはありません。本人が希望すれば申請できます。

障がいの程度によって1級から3級に分けられます(療育手帳の対象となる知的障がいは除かれます)。手帳の有効期限は2年です。

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付申請手順

申請手続き・交付の窓口は、長岡京市障がい福祉課です。



ウ その他の手続き

・手帳の有効期限

手帳の有効期限は2年です。有効期間の延長を希望する場合は手帳の更新手続きが必要です。

※有効期限の更新申請は新規手続きと同じです。手帳の有効期限の3か月前から行うことができます。手帳の有効期限後の申請は、新規申請扱いとなります。

なお、期限が近づいてもお知らせの通知等は差し上げませんのでお気をつけください。

・住所や氏名が変わったときは届け出が必要です。

・精神障がいの方が変わったと思われるときは再交付の申請ができます。

以下の表で○のついているものを持って、窓口へお越しください。

(長岡京市外へ引越しされる場合は新しい居住地の担当課で手続きをしてください。)

区 分		診断書	年金証書と 年金振込通知書か 年金支払通知書	写真 (4×3)	承諾書 (*)	個人番号と 本人確認が できるもの	旧手帳
新規	初めて手帳を申請するとき		○	○	○	○	×
再交付	等級が変わるとき		○	○	△	○	○
	紛失したとき		×	○	×	×	×
	破損したとき		×	○	×	×	○
変更	住所が変わったとき(府内)		×	×	△	○	○
	// (府外・京都市)		×	○	△	○	○
	氏名が変わったとき		×	×	△	○	○
返還	手帳を持っていた方が亡くなったとき 障がい程度に該当しなくなったとき		×	×	×	×	○
更新	有効期限が近づいたとき		○	★	△	○	○

※他制度の申請にあたり、上記に加え印鑑が必要となる場合があります。

*承諾書

手帳の申請や、各種のサービスの申請・利用時に障がい者の住民票等の世帯の状況や、自己負担額等の算定に必要な市民税等に関する調査を長岡京市が行うために提出していただきます。

※「★」は、写真を添付せずに申請し、認定後に手帳の更新の記録欄で証明を受けることもできます。

(申請時点で有効期限が切れたもの、等級が変更になる場合は、新しい写真が必要です。)

※手帳は他人に譲渡・貸与はできません。

エ 診断書料助成

長岡京市では、精神障害者保健福祉手帳申請のために支払った診断書料について、市町村民税非課税世帯の方を対象に2,000円まで実費分の助成を行っています(消費税は含みません)。

申請には、①診断書料領収書、②振込先のわかるもの、③非課税証明書(転入された方など長岡京市に課税情報がない方のみ)が必要です。

申請手続きの窓口は、長岡京市 障がい福祉課(電話番号 955-9710)です。